

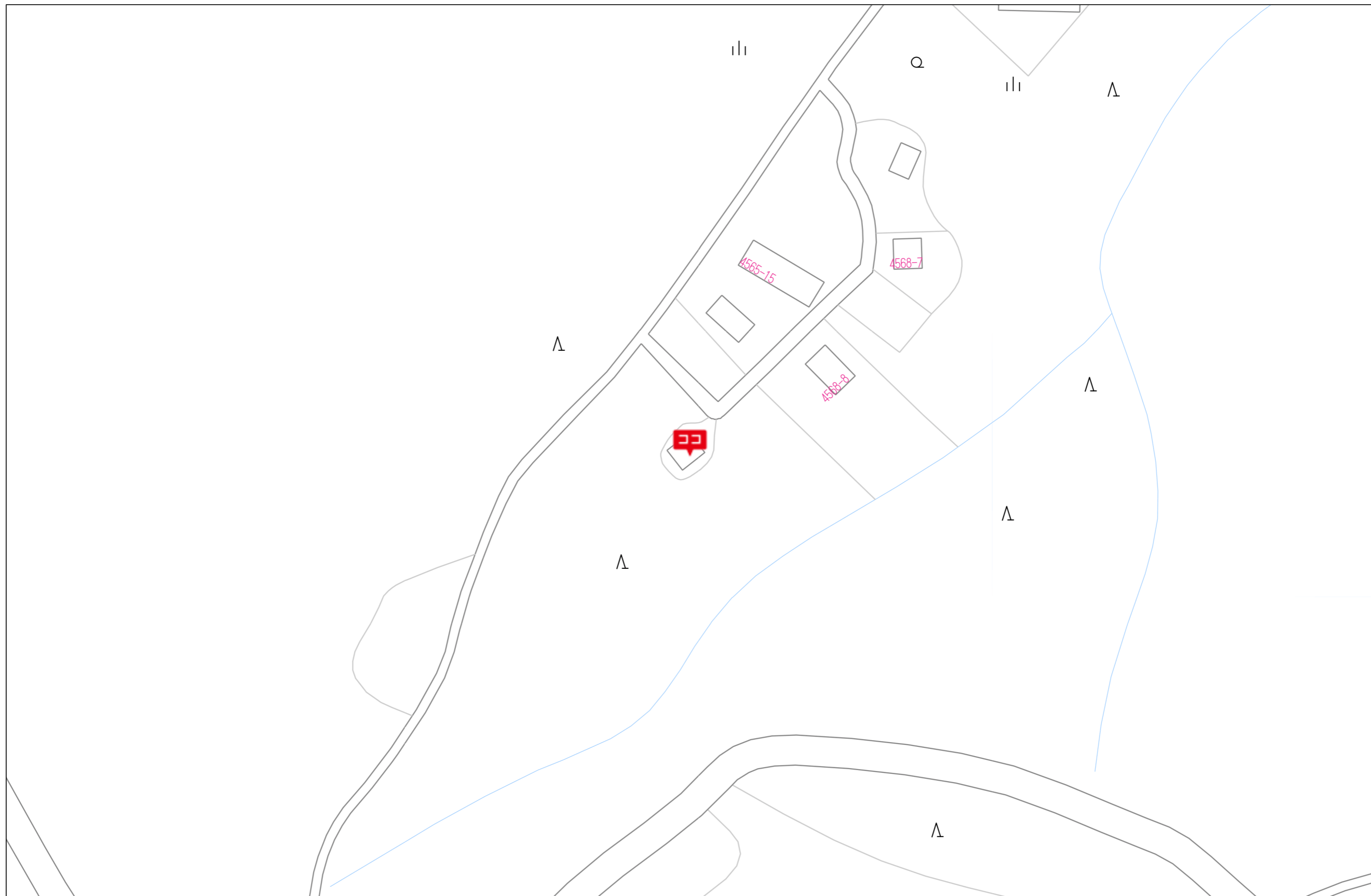
物件概要書

種別	売地
物件名	南阿蘇村河陰 土地
価格	550万円
所在地	阿蘇郡南阿蘇村河陰4569番6、4568番11
交通	南阿蘇鉄道 加勢 徒歩45分
土地面積	839.00㎡(253.79坪)
私道負担	有
土地権利	所有権
建物面積	50.32㎡(15.22坪)
築年数	不詳
都市計画	都市計区域外
用途地域	指定無
地目	山林
埋蔵文化財包蔵地	不要
建ぺい率・容積率	30% ・ 60%
国土法	不要
道路幅員	南側 私道
電気	要確認
ガス	要確認
水道	井戸
汚水・雑排水	浄化槽
雨水	要確認
引渡し条件	現況
引渡し時期	要 相談
現況	建物有
小学校	久木野小学校 約2,900m
中学校	南阿蘇中学校 約4,300m
取引形態	一般媒介
手数料	33万円(税込)
情報公開日	令和8年4月

≪お問合せ≫ 熊本県知事（12）第2019号
 熊本市南区近見八丁目9番85号
 新産不動産株式会社
 TEL 096-312-5070

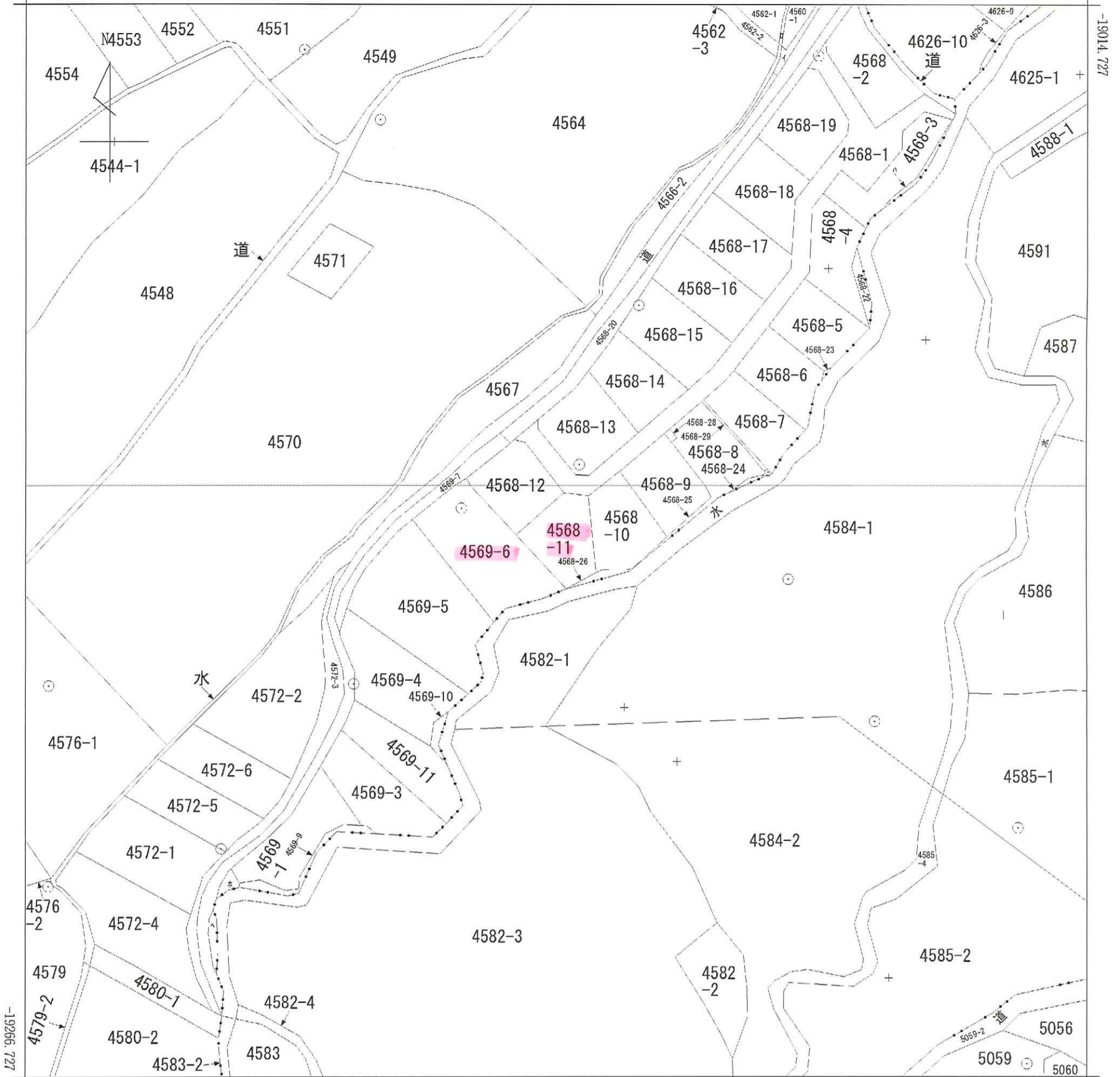


280m



イ 4560-4 ハ 4568-21 ホ 4569-8
 □ 4562-5 ニ 4568-30 ヘ 4573

(座標値種別：図上測定) +928.912



(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省による座標補正パラメータ(hisaikihon_H28kumamoto_BL.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。
 (注) 国土交通省国土地理院による座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。

地番区域見出
 大字河陰

請求部	所在	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字水足				地番	4568番11		
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和43年3月			備付年月日(原図)	昭和53年3月24日		補記事項		



2026/03/05 18:39 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	3305000168466
地図番号	L53・Q13	筆界特定	[余白]		
所 在	阿蘇郡久木野村大字河陰字水足			[余白]	
	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字水足				平成17年2月13日行政区画変更 平成17年8月4日登記
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4569番6	山林	570:	:	4569番1から分筆 〔昭和62年4月18日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年4月24日 第1757号	原因 昭和62年4月24日売買 所有者 菊池郡合志町大字幾久富1866番地 803 村 上 春 美 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/03/05 18:38 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	3305000168443
地図番号	Q13	筆界特定	[余白]		
所 在	阿蘇郡久木野村大字河陰字水足			[余白]	
	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字水足			平成17年2月13日行政区画変更 平成17年8月4日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4568番11	山林	269	:	4568番から分筆 〔昭和61年10月16日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年6月9日 第2271号	原因 昭和62年6月9日売買 所有者 熊本県菊池郡合志町大字幾久富186 6番803 村 上 春 美 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月9日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。